

農地法第4条及び5条許可申請必要書類等

令和 4年 4月1日現在

	書 類 名	部数	内 容	備 考
1	申 請 書	3	法人で申請する場合は名称及び代表者の氏名で申請	農業委員会事務局
2	登記事項証明書 (全部事項証明)	3	申請地のもの(交付後6カ月以内のもの) 申請地が土地改良事業非農用地の場合は一時利用指定通知書(写)及び同意、確約、証明書(写)を添付して 従前地の登記事項証明を添付	法務局(登記官の印があるもの)
3	委 任 状	3	申請者の署名押印	印鑑登録証明書不要
4	確 認 書	3	転用事業者の署名押印	
5	住 民 票	3	申請者が市外居住者の場合 (交付後3カ月以内のもの) 1	住所地市町村役場
6	理 由 書 (事業計画書)	3	現状(事業内容)と申請地の必要性を具体的に記入	任意様式
7	土地改良区の意見書	3	申請地が土地改良区地区内の場合に添付	各土地改良区事務所等
8	他法令による手続きに係わる処置	3	開発許可申請、砂利採取計画認可申請等が必要な場合にその申請書の写を添付	
9	資金計画書	3	収入支出について詳細に記入したもの <u>必要な資力及び信用があることを証する書類</u> (通帳(写)、融資証明等)を添付	任意様式
10	工 程 表	3	事業計画が5,000㎡以上の場合に添付 その他は申請書(3)欄記入により添付不要	任意様式
11	被害防除措置	3	転用によって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除を詳細に記入したもの 軽微なものは申請書(5)欄記入で添付不要	任意様式
12	公 図	3	申請地及び隣地がわかるもの 隣地の地目及び耕作者を記入	法務局(写し及びインターネット登記情報提供サービスで取得した公図も可)
13	位 置 図	3	申請地の位置を表示したもの (1/2,500都市計画図等)	市役所都市計画課
14	位置選定経過書	3	申請地を選定した経過を記入	
15	法人登記簿謄本 または 法人の定款(写)	3	申請者が法人の場合に添付 ・法人登記簿謄本…登記官の印があるもの ・法人の定款…代表取締役名で原本証明 必要に応じ議事録(原本証明付)を添付	
16	設 計 書	3	配置図(用排水計画図含む)・平面図・立面図	
17	盛土規制法 チェックシート	3	規制対象となるか確認し記入 対象でなければ盛土規制法許可申請書の写しを添付	農業委員会事務局

1 状況により、戸籍の附票、住居表示変更証明書等の提出を求める場合があります。

提出期限:毎月15日(土・日祝祭日の場合は直後の開庁日)

提出部数:3部(内訳 原本1部 副本2部)

- ・必要に応じ、上記以外の添付書類を請求する場合があります。(転用目的・土地について申請者以外の権利者の存在が確認された場合・各種資格を確認する場合・一時転用の場合等)
- ・行政書士の資格がある方は行政書士名義で申請してください。

転用の目的によって、必要となる追加書類及び注意事項

資材置場(申請前に、地元の農業委員及び町会と十分調整を図ること)

○ 現資材置場の状況

- ・所在地一覧(地番等、地目、面積、権利の内容、置いている資材の種類等)
- ・現事務所及び資材置場の位置関係がわかる地図(今回の申請地も含む)
- ・各所在地に置かれている資材の配置図

建売住宅

○ 事業計画書(原則1年以内で事業完了すること)

土地造成から販売までの一連の事業計画を記載

○ 宅地建物取引業の免許を有していることを証する書面の写し

○ 建売住宅事業の過去の実績(転用許可を受けたものに限らない)

○ 過去に許可したもので、販売完了していないものについては、今後の処分計画

太陽光発電施設

○ 配置図に盛り込む内容(隣接境界・施設間の距離・排水計画・パワーコンディショナー等の設置・電力会社の電線と接続位置等)

○ 立面図はパネル部分の支柱の高さ、埋め込み深さなども明示

○ 設置費用の見積書の写し

<平成29年4月1日以降に改正FIT法による事業計画の認定を申請した事業者の場合>

○ 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電に係る事業計画の認定通知書の写し

又は次に掲げるすべての書類(発電事業者名が申請者(譲受人)であること)

当該申請の事実を証明するもの(「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」の申請画面の写し)

次のいずれかの書類(接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可)

ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書(電力会社の受付印が押印されたもの)の写し

イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細(受付番号が記載されたもの)の写し

<平成29年3月31日以前にFIT法による設備認定を申請した事業者の場合>

○ 経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し

○ 次のいずれかの書類(接続制限がかかっていない地域の場合は、電力会社からの接続検討に対する回答書の写しで可)

ア 書面で申し込んだ場合、電力受給契約申込書(電力会社の受付印が押印されたもの)の写し

イ インターネットで申し込んだ場合、申込み情報詳細(受付番号が記載されたもの)の写し

一時転用

○ 原状回復確約書(長野県知事・土地所有者・耕作者 あて)

○ 工程表(完了は、農地復元とする)

○ 法人委任状(権限委任)、組織図(パンフレット等)...支店等で申請する場合

転用事業者が法人の場合は、法人登記簿謄本及び定款に転用予定事業が業務内容として記載されている事が必要です。